官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委八）　一
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四〇〇）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三一
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　八七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出、押収物還付関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八
九三

規則

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十一月五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介